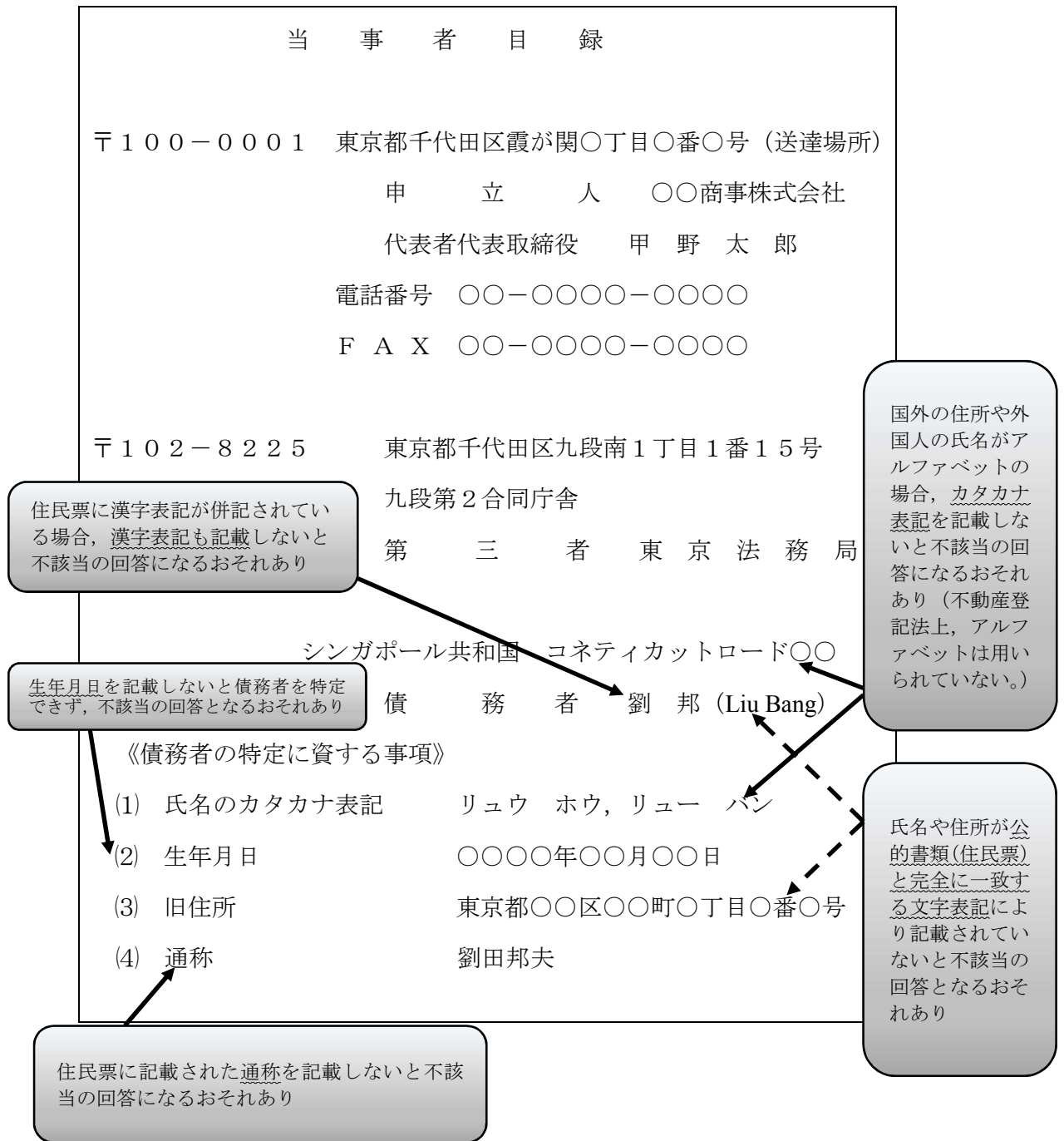


【記載例】 情報取得・不動産情報・当事者目録（債務者外国人）



住民票に漢字表記が併記されている場合、漢字表記も記載しないと不該当の回答になるおそれあり

生年月日を記載しないと債務者を特定できず、不該当の回答となるおそれあり

国外の住所や外国人の氏名がアルファベットの場合、カタカナ表記を記載しないと不該当の回答になるおそれあり（不動産登記法上、アルファベットは用いられていない。）

氏名や住所が公的書類（住民票）と完全に一致する文字表記により記載されていないと不該当の回答となるおそれあり

※原則として、登記所への情報提供命令には、申立人が作成した当事者目録が添付され、登記所は、その当事者目録の表記に基づき検索を行うことになる。